



## 与党・平成19年度税制改正大綱公表

企業・株主優遇と選挙をにらんだ問題先送りに連合は「きわめて不満」

12月14日、自民・公明両党は「平成19年度税制改正大綱」をとりまとめ、公表しました。同大綱には、社会的課題である格差拡大に対する明確な対策が示されておらず、企業・株主に対する優遇ばかりが目立つものとなっています。この公表を受けて連合は事務局長談話を発表し「個人の税・保険料負担が定率減税の廃止等により一層重くなっている中で、このような『大綱』が出されたことは、極めて不満」と述べています。

与党税制改正大綱の概要と連合事務局長談話の概要は、次の通りです。

### 【与党税制改正大綱概要】

証券優遇税制1年延長 株式譲渡益、配当に対する10%の軽減税率を1年延長	
住宅ローン減税の適用期間延長と対象拡大 07・08年入居者対象に適用期限を10年・15年に。バリアフリー改修工事をした場合、ローン残高の一定割合を所得税から控除	
住宅買い換え減税の3年延長 住宅買い換えで売却損がでた場合、最長で4年間、売却損と所得を相殺できる制度を延長	
インターネット確定申告で5000円税額控除	
減価償却制度の拡充 償却限度額の撤廃、液晶の生産設備などの償却期間短縮	
中小企業の同族会社で内部留保金課税撤廃 資本金1億円以下の企業に限り撤廃	
再チャレンジ支援税制の創設 高齢者や障害者を積極的に雇用する企業に寄付した個人や企業の税負担を軽減	
子育て支援税制の創設 託児所を設けるなど、子育てを支援する企業の法人税を一定の条件で減らす	
消費税の引き上げを含む抜本改革 07年度中の検討課題に位置づけ	
環境税の創設に向けた検討	

### 連合事務局長談話概要

安倍政権は、「成長の果実を国民各層に広げる」との方針を示し、「大綱」にもその旨が記されている。しかし、所得再分配機能を低下さ

せている証券優遇税制の延長はこれと矛盾している。付加価値の分配が企業、株主に偏っている中で法人減税や株主優遇は、与党の格差是正に対する消極的な姿勢の表れであり、このことは厳しく問われなければならない。

「再チャレンジ支援」として、民間企業等に対する税制優遇が示されている。効果を検証する必要があるが、これまた企業等への配慮に偏っており、困難な状況に直面している人に政府自身が直接手を差し伸べる姿勢が全く見えてこない。また、事業所得に対する所得捕捉を確保する方策が示されないまま、一定の中小企業に対する留保金課税の廃止、役員給与の損金不算入の緩和を行うことは、所得がほぼ100%捕捉されている給与所得者から見れば公平感を欠く。

与党は、今後の税制の抜本改革議論について、政府税調と同様、来年秋以降に議論を先送りした。今後の税制、社会保障に対する民意を問う絶好の機会である参議院選挙が控えているなかでの先送りは、争点隠しとの疑念を持たざるを得ず、納税者・有権者に対する説明責任を果たすべきである。

今後の税制に関する抜本改革の議論にあたっては、消費税に限らず、税制全体を見据え、公正・公平な税制を構築しなければならない。とりわけ、子育て世帯、低所得者への配慮、所得税、相続税における所得再分配機能の再構築、逆進性や益税といった消費税の不備への対策は喫緊の課題である。社会保障を含めた負担と給付の関係についても、国民にわかりやすい形で示されなければならない。

連合は、与野党に対し、税制改革の考え方について国民に示すことを求めるとともに、引き続き、公平かつ公正で、格差の拡大に歯止めをかける税制改革の実現に向けて取り組んでいく。

